



2014年1月

株式会社三井住友銀行 企業調査部
湖山 勝喜

コンテンツ産業の海外展開を後押しするTPP

政府の成長戦略の柱の一つであるクール・ジャパン戦略と相まって、TPPで知的財産権の保護を強化する動きが、コンテンツ産業の海外展開を後押しする可能性があります。

クール・ジャパン戦略の取り組み

クール・ジャパンには、コンテンツ、ファッション、デザイン、食、住まい、伝統文化等、幅広い産業分野が含まれています。なかでもコンテンツ産業は、海外から高い評価を得るなど一段の事業拡大が期待されています。

もっとも、同産業は高い潜在力を有するものの、担い手に中小企業や個人が多く、字幕付与などのローカライズ対応や海外販売網の構築、資金調達、模倣品・海賊版対策などがネックとなり、海外での日系企業の売上高は0.7兆円（2009年、世界シェア：3%）と、現状は需要を十分に盛り込んでいません（図表1）。

このような状況下、政府は、文化的親和性が高いアジア市場を軸に、年率+6%の高成長が見込まれる海外のコンテンツ市場における売上高を2020年に2~3兆

円（世界シェア：5~7%）まで引き上げるべく、2013年6月に「知的財産政策ビジョン」を決定し、「コンテンツを中心としたソフトパワーの強化」を今後10年間に行う柱の一つに据えました。

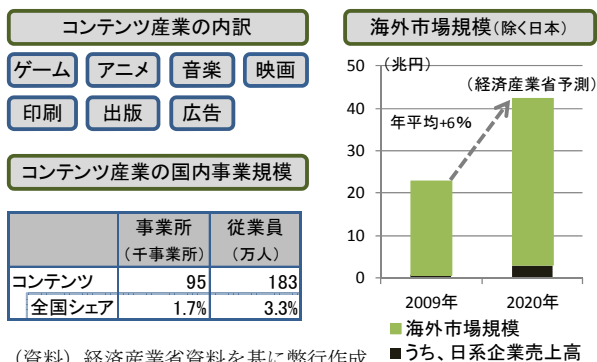
具体的にはローカライズ支援（2013年度の予算額95億円）やプロモーション等支援（同60億円）、国際共同製作支援（同15億円）、海外展開のためのプラットフォーム構築などの施策に加えて、(株)海外需要開拓支援機構（通称：クール・ジャパン推進機構、政府出資：500億円、民間出資：75億円見当）を設立してリスクマネーの供給を図る方針です。

知財保護に向けた取り組みの進展と課題

一方で、模倣品・海賊版対策については、他国政府との協調が必要となります。1995年のWTO設立時に定められた「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下、TRIPS協定）」に基づき、各国が法整備を進めてきました。もっとも、国境措置の整備や司法当局の権限強化、刑事上の手続き整備等の規定に、途上国に配慮した裁量余地が残るため、知財保護が不十分な国もあります。

OECDの調査（2007年）によると、世界の模倣品・海賊版の規模は、貿易に限れば25兆円（世界の貿易の約2%に相当）、インターネット経由や、各国内のみで流通するものを含めれば数十兆円に上り、年々増加傾向にあります。日本に関しては、文化庁の調査（2013年）によると、中国で3.8兆円のコンテンツがネ

図表1 コンテンツ産業の概要



(資料) 経済産業省資料を基に弊社作成

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時時点で弊行が一般に信頼できるとされる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を弊行で保証する性格のものではありません。また、本資料の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。ご利用に際しては、お客さまご自身の判断にてお取り扱いいただきますようお願い致します。本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。



ットを介して侵害されていると推計されています。

この状況に鑑み、先進国は知財保護の議論の場を、交渉が行き詰まった WTO から FTA に移しました。もっとも、締結された FTA の多くは関税削減等が優先されたため知財規定は限定的となっており、知財保護強化に資する規定を導入出来たのは米国などごく一部に限られています。

このほか、日本や米国などの先進国を中心に、知財保護強化を目的として「偽造品の取引の防止に関する協定（以下、ACTA）」を起草し、刑罰の厳格化や当局への執行権限付与など、TRIPS 協定の保護水準を上回る協定の導入に着手しました。しかし、ACTA についての解釈を巡り、言論や情報アクセスの自由が制限されるとの懸念から、署名したものの批准を否決した国が出てきており、発効が危ぶまれる状況となっています。

TPP で知財保護強化が進展する可能性

こうしたなか、TPP では、米国が主導する形で ACTA と同水準の知財保護規定を設ける方向で議論が進められている模様です（図表 2）。日本がこれまで締結した EPA において、メキシコとの協定では知財に関する規定が含まれていないほか、マレーシアやベトナムとの協定では国境措置や民事上の執行に関する規定の対象範囲が狭く、またデジタル環境での執行や非親告罪化などの規定が含まれていません。一方、TPP ではそれらの国にとって関税削減メリットへの期待がより

大きいことから、知財交渉で譲歩する可能性があります。この 3 ヶ国の人口は計 2.4 億人に上ることから、有望市場の開拓につながることを期待されます。

さらに、TPP は関税分野での高い自由化率に加えて、知財など非関税分野の規定も充実させるべく議論されていることから、今後世界各地で交渉される FTA でも TPP が規範となり、知財保護の強化がグローバルに進展する可能性があります。

今後のコンテンツ産業の方向性

クール・ジャパン戦略の政策的支援や広域経済連携協定を通じた知財保護の動きなど、日本のコンテンツ産業を取り巻く事業環境が変化しつつあります。

今後、TPP で知財権の保護が強化されれば、同協定加盟国を手始めとして模倣品・海賊版に関する懸念が軽減されるとみられ、クール・ジャパン戦略の各施策と相まって、コンテンツ産業の海外展開に弾みがつく可能性があることから、今後の動向が注目されます。（湖山）

図表 2 TPP による知財保護の強化範囲

【対象国】	
EPA未締結国	●米国、カナダ、豪州、NZ
EPA締結国	
知財規定が無い国	●メキシコ、ブルネイ
知財規定の水準が低い国	●マレーシア、ベトナム
【対象項目】	
導入に向けて議論がなされているとみられる項目	●デジタル環境におけるコピーコントロール等の回避プログラムの製造・輸入の禁止
	●著作権侵害者から告発が無くても職権で刑事手続きを取れる非親告罪化の導入
	●知財権侵害の疑いがある物品の輸出及び輸入を、職権で差し止める権限を税関に付与する国境措置の基準引き上げ

（注）下線はACTAの協議参加国。メキシコは同協議に参加していたが、議会の反対を受け批准を拒否。

（資料）内閣官房資料を基に弊行作成

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時時点で弊行が一般に信頼できるとされる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を弊行で保証する性格のものではありません。また、本資料の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。ご利用に際しては、お客さまご自身の判断にてお取扱いいただきますようお願い致します。本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。